

公益通報者保護法の改正に向けて

—シンポジウム「企業コンプライアンスと内部通報制度 公益通報者保護法改正の視点」の開催—

公益通報者保護特別委員会副委員長 白木 孝二郎 (63期)

1 シンポジウム開催のコンセプト

当会は、日弁連、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と共同で、本年3月1日（火）午後6時から弁護士会館クレオにおいて、「企業コンプライアンスと内部通報制度 公益通報者保護法改正の視点」と題したシンポジウムを開催した。現在、消費者庁において、施行から10年を迎えた公益通報者保護法の改正作業が進んでおり、改正法の方向性を決定する重要な時期となっている。他方、昨年度は、内部通報制度を整えていた大企業の不祥事が数多く発覚し、制度運用の不備を露呈させた。そこで、公益通報者保護法の問題点を企業コンプライアンスの視点を中心に浮き彫りにし、「あるべき改正法」を考えるシンポジウムを開催することとなった。シンポジウムには弁護士や市民、マスコミなど200名以上が参加し、関心の高さを改めて実感した。

2 シンポジウムの内容

(1) 第一部 基調報告

第一部で、消費者庁の金谷雅也消費者制度課企画官から、「我が国の通報制度と改正作業の現状」と題した基調報告を頂いた。消費者庁では、平成27年6月から「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を実施されているとのことであり（同28年3月までの予定）、検討テーマは、①「通報者の範囲の拡大」（労働者だけでなく役員・取引事業者・退職後の通報者にも拡大すべきかどうか）、②「通報対象事実の範囲の拡大」（罰則で担保された法令違反以外にも通報対象事実を拡大すべきかどうか）、③「外部通報の保護要件の緩和」（行政機関通報では真実相当性を緩和すべきかどうか等）、④「不利益取扱



等に対する制裁の強化」（保護の効果として、解雇の無効・損害賠償のみならず刑事罰や行政処分等を導入すべきかどうか）、⑤「リニエンシー等の導入」（通報者自身も不正に関与している場合や、通報を裏付ける証拠持ち出し等への免責を導入すべきかどうか）の5点が要点であることが説明された。

続いて、日弁連消費者問題対策委員会副委員長の河端武史弁護士が、日弁連としての法改正への取組みを報告した。日弁連は「公益通報者保護法日弁連改正試案」（平成27年9月11日付）を公表しているが、法改正だけではなく、現在7つの単位会（東京三会を含む）でしか実施されていない弁護士会による公益通報市民法律相談窓口の設置の拡充の必要性を訴えた。

(2) 第二部 パネルディスカッション

第二部からは、浅岡美恵弁護士（日弁連消費者問題対策委員会幹事）がモデレーターとなり、企業コンプライアンス

の観点からみた現在の内部通報制度の問題点及び「あるべき改正法」等についてパネルディスカッションを行った。パネリストとして、消費者庁による検討会の座長も務められている宇賀克也教授（東京大学大学院法学政治学研究科）、日本を代表する企業の企業倫理委員会委員の経験を有し、経営倫理などを専門とされる水尾順一教授（駿河台大学大学院総合政策研究科）、各国の公益通報者保護制度に深い知見を有する三木由希子氏（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長）、企業のコンプライアンス業務を担当され、米国の公益通報者保護制度に精通されている山田将之弁護士にご登壇を頂き、それぞれの立場から、多くの事例も織り交ぜ意見が交換された。

まず、水尾教授が東芝の会計不祥事等を例に、企業における不祥事発生の構図（不祥事発生のトライアングル）を分析され、続いて宇賀教授からは東芝事例は経営トップが内部統制システムを人事権の発動等により機能不全にした例であり、このような場合、内部通報制度は期待できず、（外部通報等の）代替手段が重要となる旨の指摘があった。山田弁護士からは、米国における公益通報制度の現状が説明され、米国では、原則として解雇等の人事処分は経営者の自由であり、個別法（米国証券委員会（SEC）規則、ドット＝フランク法等）に根拠がある場合のみ労働者が保護されるため個別法の解釈が決定的に重要となり、その点を巡る裁判例が多いことが紹介された。米国では一定の要件を満たした通報者には莫大な報奨金が支払われること、個別法によっては通報者に報復等不利益扱いを行うと行政



罰や刑事罰の対象となり得るとの点であった。三木氏からは、日本の公益通報者保護法のモデルとなった英国の公益開示法の概要をはじめ、同国の公益通報の状況につき報告を頂いた。米国及び英国など諸外国においても、内部通報は企業不祥事の発見の端緒として重要な意義を有するところ、通報者への報復をいかに防止し通報制度の実効性を担保するかについて頭を悩ませている状況のようである。

続いて、企業内に設置される内部通報制度及び「あるべき改正法」についての具体的な提言が各パネリストからなされた。水尾教授からは、「通報」よりも、その前段階としての「相談」の重要性が指摘され、ヘルプラインの活用を促進するためには、日頃から、気軽に相談できる体制や雰囲気作りのアイデアが必要であるとして、アクセス改善策のユニークな具体例が示された。宇賀教授からは、報復人事等が多い現状を踏まえると、通報者の保護の徹底とともに、「内部通報」、「行政通報」、「マスコミ等への外部通報」の各要件をバランスよく配置し、各通報の制度間競争により、内部通報を一層充実させることの有用性を説かれた。山田弁護士からは、米国においては企業による自主的な不正行為発見及び当局報告（self-reporting）がなされることが期待され、self-reportingにより企業にとって有利な解決手段になることが明示されている（米国司法省の起訴基準、SECの処分判断基準等）ため、企業に適切な内部通報制度を設けるインセンティブがあること等が紹介された。三木氏からは、現行法は通報対象法律が狭く限定されており対象も分かりにくいなど利用者にとって不親切であること、また公益通報者保護法違反に罰則も入れるなど制裁の強化が必要であること等の貴重な意見を頂いた。

3 今後の課題

シンポジウムにおいては、現行公益通報者保護法及び内部通報制度の問題点と課題が、明確な形で浮き彫りとなった。これら問題点と課題を今後の法改正に適切に反映させなければならないことを改めて痛感した。

東日本大震災復興支援企画 避難者交流イベント

東日本大震災5年 避難者のつどい「つながる」、
写真展「あれから5年～3・11東日本大震災写真展～」を同時開催

理事者付嘱託（東日本大震災対策本部兼務） 濱田 憲孝（59期）

東日本大震災5年 避難者のつどい「つながる」

東日本大震災から丸5年が目前に迫った平成28年3月5日（土）、東京三弁護士会の主催により、東京都内及び近郊に避難されている方々を対象とした、避難者交流イベントが、弁護士会館2階クレオ・3階会議室で開催されました。

1 イベントの目的

東京三弁護士会では、東日本大震災を契機に、被災者・原発被害者の支援等を目的として「東京三弁護士会災害復旧復興本部」が設置され、東京都内を中心に、被災者相談等の支援活動や各種研修会等を積極的に行ってきました。

平成28年3月11日で発災から5年を迎えましたが、原発事故の影響で未だ故郷へ帰還できない方は多数に上り、東京都内への避難者も7000人を超える状況で、避難者の避難生活が長期化する状況となっています。

今回のイベントは、避難者の方々が、避難先でどのような活動をされているのかの紹介の場を設ける等して、避難者同士が「つながる」機会を設けるとともに、弁護士、医師、税理士、社会福祉士、臨床心理士による専門家相談を実施することで、避難者と専門家支援者が「つながる」機会も提供し、更なる支援の輪を広げることを目的として開催されたものです。

2 イベントの概要

イベントは、当日12時から16時までの4時間にわたり、弁護士会館2階クレオをメイン会場として開催され、避難者174人、弁護士や一般来場者ら75人の合計249人が

来場しました。また当日は、弁護士、弁護士会職員及び司法修習生の合計約50人が、ボランティアスタッフとして、イベント運営にあたりました。

● 医師による講演

避難者の避難生活が長期化する中、避難者は日々ストレスにさらされる状況下であり、そうしたストレスが避難者へ及ぼす影響が懸念されています。

そうした避難生活によるストレス問題に関し、今回は、医師の青木正美先生より、「ストレスと避難生活」というテーマで、わかりやすく解説・講演いただきました。

講演は、活気に溢れるイベント会場一角のオープンスペースで行われましたが、多くの避難者が熱心に聞き入っていました。

● 専門家による相談会

イベント当日、13時から16時までの3時間、メイン会場のクレオとは別に、弁護士会館3階に相談ブースを設け、弁護士、医師、税理士、社会福祉士、臨床心理士による専門家相談を実施し、各ブースにおいて多数の避難者より、相談を受け付けました。



専門家相談のうち、医師による相談は、弁護士も同席したうえで健康面に関する相談を受けるというスタイルで行われたものですが、こちらの相談ブースにも多くの避難者が相談に訪れ、医師による相談のニーズを感じさせました。

●避難者の方々等による活動紹介

クレオのイベント会場には、避難者団体や避難者支援者団体にもブースを設けていただき、各々足湯、写真の展示、野菜・手芸品の販売等が行われました。

また、避難者団体によるウクレレ演奏もクレオステージで行われ、大いに盛り上がりました。

●大抽選会

イベント終盤の15時より、メイン会場のクレオで、避難者と支援者を対象とした大抽選会が行われました。

大抽選会には、関弁連、東京三弁護士会、原発弁護団等からの寄付金で購入された豪華景品が提供され、次々と呼びあげられる抽選番号に会場各所から当選者の歓声が上がリ、イベント一番の盛り上がりとなりました。

●物産展

クレオ内の物販スペースに、宮城、岩手、福島から5業者が出店し、食品、酒類を中心に被災地の様々な物産の販売が行われ、参加した避難者のみならず、ボランティアスタッフ等も各々数多くの物産を買い求めていました。



3 イベントを終えての感想

今回のイベントでは、避難者らの来場者とボランティアスタッフの合計約300人がクレオに集い、12時のイベント開始時から16時のイベント終了時まで、会場から人が絶えることなく、会場は終始活気に溢れていました。

特に、メイン会場のクレオ中央部に設けられた歓談スペース等で、避難者や支援者同士だけでなく、避難者や支援者とボランティアスタッフとが歓談する姿も多く見受けられ、避難者同士が「つながる」とともに、避難者が専門家支援者とも「つながる」というイベントの目的も達成され、大成功のイベントであったと思います。

「あれから5年 ～3・11東日本大震災写真展～」

「つながる」企画との同時企画として、3月1日（火）から10日（木）までの10日間にわたり、弁護士会館1階のエントランスホールで、写真展を開催しました。

写真展では、東日本大震災、福島原発事故による当時の被害の状況を再確認し、その後の5年間の復興のあり方を考えていただくべく、39名の著名な写真家より提供をうけた112枚に上る被災地の写真が展示されました。

写真展の来場者数は、「つながる」企画への来場者も加えると、合計約2000人に上り、連日、多くの来場者が展示写真に見入っていました。



事例研究会 「実務に役立つ文書提出命令の運用と課題」

2015年度民事司法改革実現本部本部長代行 小林 元治 (33期)

2016年2月22日、弁護士会館5階において、文書提出命令制度をめぐる現在の実務上の課題を明らかにし、今後の運用及び立法のあるべき姿を探る事例研究会が行われた。

これまで多くの文書提出命令の実務に関わった大阪弁護士会の中嶋弘氏が実践例と問題点について基調報告した後、さらにパネリストとして一橋大学法学研究科法科大学院教授の山本和彦氏、会員で元東京高等裁判所長官の吉戒修一氏2名を迎え、パネリスト3名に当会会員の鷹取信哉氏がコーディネーターとなって、パネルディスカッションが行われた。当日は100名を超える参加者があり、別の会場で中継を行う盛況ぶりであった。

基調報告

大阪弁護士会会員 中嶋 弘

1 はじめに

申立人から見た文書提出命令の制度と運用について問題提起する。



2 申立

(1) 文書の所持

■ 文書の作成保存が義務付けられている文書はその存在と所持を作成保存義務の根拠規定によって疎明しうる。ただし、廃棄ないし紛失したという場合が問題となる。

■ 作成保存義務のない文書については所持の立証に苦労する場合がある（ある証券会社に業務日誌の提出を求めた事例）。

(2) 文書の特定

■ そもそもどの程度の特定が必要なのか。申立人としてできる限りの特定をし、文書の所持者が区別しうる程度で足りるのではないか。

■ 「申立人の知識、経験、資産、意向などの属性が記載

された稟議書ないし稟議書に付属する文書」といった概括的な特定で足りるとされた例

■ 「申立人と相手方との間で、平成〇年〇月〇日に締結した通貨及び金利交換取引契約及び同年〇月〇日に締結した××取引に関してされたやりとりの主体、日時、場所、内容が記載された文書」といった特定の仕方でも足りるとされた例

■ 特定手続を申し立てた場合の裁判所の手続

3 提出義務

(1) 最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁の、団体の自由な意思形成を阻害するという開示不利益性を生ずるおそれは「看過し難い」ものでなければならず、かつ、具体的な開示不利益性の認定を必要とすべきである。現実の実務運用は、団体の意思形成過程にかかわる場合はその重要性を問わずかつ抽象的に不利益性を認定して却下する例が多く、問題である。

■ 稟議書であっても、看過し難い不利益が生ずるおそれがあるとはいえないものがあるはずである。

■ ありふれた書式にチェックを入れたような文書でも所持者側から「業務上のノウハウ」であるとして除外事由にあたりと主張するものがみられる。東京高決平成20年4月2日金商1295号58頁ではかなり厳格に解されている。

(2) 仮に開示不利益性が認められた場合であっても、部分的非開示方式（最決平成13年2月22日集民201号135頁、最決平成17年10月14日民集59巻8号2265頁）をとるべきである（法223条1項）。

4 必要性

(1) 裁判所は必要性なしとして却下することを好むように見受けられるが、裁判所のいう必要性は「判決を書くための必要性」にすぎず、真実を発見するための必要性ではないように思われる。

- 裁判所が文書によって明らかにする事項等を詳細に主張するよう求めること
 - 「尋問や陳述書で明らかにできるから必要性なし」
- (2) 反証の場合（相手方が立証責任を負う事実について、当方から提出を求める場合）

5 審理

- (1) インカメラ手続を定めた規定は法223条6項と規則141条しかない。
- 手続の透明性
 - 当事者相互の信頼
- (2) インカメラ手続を必要性判断に用いることの問題点

パネルディスカッション

【パネリスト】 大阪弁護士会会員 中嶋 弘
 一橋大学法学研究科法科大学院教授 山本 和彦
 元東京高等裁判所長官・当会会員 吉戒 修一
 【コーディネーター】 当会会員 鷹取 信哉

1 申立件数の推移

(1) 課題・テーマ

民事事件における文書提出命令の申立件数（対象：日本全国の裁判所）は、平成17年4304件、平成22年4286件、平成26年は2824件。減少傾向にある理由は何か。

(2) 意見等

文書提出命令の実効性のほか、事件数そのものの減少、稟議書について最高裁決定が出たことにより無用な申立てが減ったこと、文書提出義務の一般義務化により当事者が自らあるいは裁判所からの促しにより文書を提出する傾向になったと考えられること、文書提出命令の申立てに当たっての代理人の負担が大きいことなどが指摘された。

2 文書の存在の証明責任と相手方の対応

(1) 課題・テーマ

文書の存在の証明責任は申立人にあると一般に解されているが、実際の訴訟において、申立人がその証明に困難を感じる場合はあるか。また、審理における実務上の工夫があるか。

(2) 意見等

- 実際に取り扱った事案として、証券会社の社員による不当勧誘が争われた事案において、業務日誌につき文書提出命令の申立てを行ったところ、相手方から「あるかないかも含めて回答しない」との回答がなされ、当該回答に対して裁判所としても特段アクションを起こさなかったことがある（当該事案において業務日誌は開示されなかったが、結論として請求は認容された）。
- 情報公開法8条に基づきいわゆるグローマー拒否（存否応答拒否）に当たっては、行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に答えることとされている。上記事案においても、裁判所は、文書の存否を答えることによりどのような不開示情報を明らかにすることになるかについて、できる限り具体的に答えるよう相手方に釈明すべきであった。

3 文書の存在の証明責任と過去の一定時点における文書の存在

(1) 課題・テーマ

文書の存在の証明責任に関し、過去に文書が存在したことは認定できるものの、後に紛失ないし滅失したとして争われるケースはどのように考えるべきか。

(2) 意見等

- 証明の対象が「文書の存在」という事実の存否である以上、証明責任は申立人が負うと解さざるを得ない。
- 少なくとも法令や自主規制等で作成及び保存が義務付けられている文書については、（たとえ保存期間が過ぎたとしても）所持者側において紛失ないし滅失の事実を明らかにしない限り、依然として文書を持っていると考える（所持の事実について事実上の推定を及ぼす）のが筋である、また、上記義務付けがない文書についても、一定期間会社として管理している文書については、現在も存在するという前提で事実上の推定を働かせるのが筋ではないか。
- 最判平成26年7月14日集民247号63頁（情報公開請求をめぐる事案）における判断枠組みのように、文書提出命令の局面においても、様々な要素を考慮しながら事実上の推定を働かせるというある程度柔軟な構造のルールにならざるを得ない、証明責任を転換する法律は立法技術上非常に難しい。

News & Topics

4 文書特定手続の運用

(1) 課題・テーマ

法222条1項は、文書提出命令の申立てに当たり文書の表示又は文書の趣旨を明らかにすることが「著しく」困難であるときは、文書を識別することができる事項（文書識別情報）を明らかにすれば足り、裁判所に対し、文書の所持者にこれらを明らかにすることを求めるよう申し出ることとされている。どのような運用となっているか。

(2) 意見等

- 「著しく」の要件は厳格に解釈する必要はなく、申立人が合理的に期待される程度の努力をしても特定することが困難であるという事情を述べれば良い。
- 実際の審理においては文書特定手続がどのように始まってどのように終わったのか良く分からない、このような曖昧な審理は改善される必要がある。
- 「民事訴訟法改正研究会」では、申立人が文書の表示及び文書の趣旨を明らかにすることが困難であることを疎明し、かつ、文書識別情報を明らかにすれば、それだけで申立要件をみたし、文書識別情報により特定した文書の提出命令を発し得る旨の立法提言をしている。

5 文書識別情報と真実擬制

(1) 課題・テーマ

文書識別情報に基づき文書提出命令が発令されたにもかかわらず、当事者である所持人がこれに応じなかった場合、「当該文書の記載に関する相手方の主張」につき真実擬制を働かせることができるか（法224条1項）。

(2) 意見等

- どのように真実擬制をするか疑問である。
- 「民事訴訟法改正研究会」の提案においては、文書提出を命じることができる範囲と真実擬制は別の問題として切り分けている。概括的な特定の場合においては、法224条1項の適用は困難であり、同条3項の適用の可否の問題になるであろう。

6 自己利用文書と稟議書

(1) 課題・テーマ

最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁は、貸

出稟議書につき開示されると「銀行の自由な意思形成が阻害されるおそれがある」として、自己利用文書に当たると判断した。いかに評価するか。

(2) 意見等

- 稟議書の記載事項は、事実を記載した部分と評価を記載した部分に分けられるから、これらを区別して判断することが考えられるが、実際には、これらを峻別することは難しいかもしれない。前者が職業上の秘密ないしノウハウに当たることがあるが、日弁連の提言する技術又は営業上の秘密ではカバーしきれない部分があるのではないか。
- 大阪高決平成21年5月15日金法1901号132頁は、判断を記載した部分につき開示を認めなかったが、この事案は、適合性原則への合致という法律が業者に義務付けているところの「判断」が対象となっており、開示されたとしても問題がなかったはずである。
- 実質的な保護法益として保護されるべきかどうかの問題であり、最高裁がいうところの自由な意思形成という利益を、独立の保護法益として保護すべきかは難しい判断である。結論として、上記利益は独立の保護法益として保護する必要ではなく、職業上の秘密の問題として、訴訟における利用の必要性と比較衡量しながら提出義務の有無を判断すればよいのではないか。

7 自己利用文書と綱紀委員会議事録

(1) 課題・テーマ

最決平成23年10月11日集民238号35頁は、日弁連の綱紀委員会議事録につき「本件議事録のうち審議の内容である『重要な発言の要旨』に当たる部分は、相手方の綱紀委員会内部における意思形成過程に関する情報が記載されているものであり、その記載内容に照らして、これが開示されると、綱紀委員会における自由な意見の表明に支障を来し、その自由な意思形成が阻害されるおそれがあることは明らかである」などと判示した。いかに評価するか。

(2) 意見等

- 綱紀委員会では、本音で立ち入った議論がなされる。議事録が全て開示されるとなると、議論は建前的なものになってしまうことが危惧される。他方、日弁連は稟議書は提出せよと主張しており、各主張の整合性については検討を要する。

- 綱紀委員会における審査は、強制加入団体においてそこに加入している者の資格の存否にかかわる事項を判断するプロセスであり、一企業が業務決定をする際の私的なプロセスに比べると、公的な側面を強くもっている。議事録が開示されることにより率直に発言ができなくなるといえるかは疑問である。

8 自己利用文書と各種調査報告書

(1) 課題・テーマ

企業で事故や不祥事が発生した場合、社内あるいは社外の者に発生原因や将来の対策を検討させることがある。この点につき、例えば、東京高決平成15年7月15日判タ1145号298頁は、大学病院における医療事故経過報告書に対する文書提出命令が争われた事案において、報告書のうち事情聴取部分については自己利用文書に該当すると判断した。いかに評価するか。

(2) 意見等

- 将来の活動への影響という抽象度の高い利益と真実に基づく裁判を受ける権利を比較して、後者を劣後させるという判断は妥当ではない。個別の事案ごとに、具体的な開示不利益性が認められるか否かを検討すべきである。
- 事故調査報告書においては個人の責任を問わないという前提で調査に協力してもらうことがあるが、報告書の作り方の工夫として、関係者の陳述録取部分と認定評価部分に分けて、前者の提出は控えるというようなプラクティスも考えられるのではないかな。
- 医療の事故調査については平成27年10月医療法の改正により、いわゆる医療版事故調の制度ができ、少なくとも死亡事案は自己利用文書という概念では括れなくなった。従前より公立病院における事故調査報告書についての除外事由は4号口の枠組みで議論されてきたが、私立病院を含めて、むしろ4号ハの職業上の秘密の枠組みで議論すべきではないかな。

9 インカメラ審理の運用

(1) 課題・テーマ

インカメラ審理の利用は少ないようだが（実数は不明）、その原因は。また、審理における実務上の工夫があるか。



パネルディスカッションの様子

(2) 意見等

- インカメラ審理は裁判所のみが文書をみることができるとしてありブラックボックスであること、三者の信頼関係があってはじめて利用できること、インカメラの申立てをするタイミングを計っている間に審理が終わってしまうことなどが事情として関係しているのではないかな。
- 裁判所における審理の工夫として、インカメラ審理の前に、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項の定めるヴォーン・インデックスの手続を活用してみる（この手続により文書提出義務の要否を判断する）ことも有効ではないかな。
- 知的財産訴訟における秘密保持命令のような制度を作り、文書を提出させることも考えられるのではないかな、ただし、企業側の反対も考えられるところであり、実際に同制度を民事訴訟一般に拡大するにはハードルは高いであろう。

10 「必要性」をめぐる裁判所と代理人のギャップについて

(1) 課題・テーマ

証拠調べの「必要性」の判断について、裁判所と当事者の間にギャップがあるのではないかな。あるとしたら、その理由は。

(2) 意見等

- 代理人と裁判所の争点整理におけるアプローチの仕方の違いに原因があるのではないかな。
- 一つの根本的な問題として、文書提出命令が証拠調べの方法の一つとして位置付けられていることがある、アメリカのディスカバリーが決定的な力をもっているのは証拠収集方法として位置付けられ、必要性の要件が緩いからであろう。また、争点整理の過程で、当事者の対応を考慮に入れながら必要性の判断をするという方法を、取り入れることも考えられるのではないかな（現在、知的財産訴訟に関し、内閣官房の知的財産戦略本部で議論されている制度設計は参考になる）。

11 インカメラ審理と「必要性」の判断

(1) 課題・テーマ

インカメラ審理で得られた情報は、「必要性」の判断に利用できるかな。

News & Topics

(2) 意見等

- 条文上、行為規範として、必要性の判断のためにインカメラ審理をすることは許されない。ただし、インカメラ審理を通して結果として証拠調べの必要がないと判断されたとき、なお取調べが必要か否かにつき、大多数の見解はこれを却下できるとする（反対説として、田原睦夫「文書提出義務の範囲と不提出の効果」（ジュリスト1098号61頁）参照）。
- 当事者双方の同意をとった上で、インカメラ審理により必要性の判断を行うと宣言して審理を進める考え方について、必要性がないことを確認するためにインカメラ審理を用いることは妥当ではない、他方、一般的には必要性がなさそうではあるが、必要性を認める方向でインカメラ審理を使うことは考えられるのではないか。

12 文書提出命令の審理のあり方をめぐる問題

(1) 課題・テーマ

文書提出命令に係る決定に対し、当事者が抗告すると事件記録が上級審に移るため審理がストップするという実務上の課題がある。事件記録の写しを取って、可能な範囲で審理を進めるとの工夫は考えられないか。

(2) 意見等

- 望ましい運用として考えられる。
- 写しの作成の負担や、文書提出命令に係る判断が確定しないまま審理を続けることに反対する当事者もいると考えられることを踏まえると現実的な提案とはいえない。即時抗告事件の高裁の平均的な審理期間は概ね2か月であり一般的に審理が遅いと批判は当たらないのではないか。

両性の平等委員会 公開学習会

「伝えたい！セクシュアル・マイノリティのこと～学校での実践と挑戦～」

両性の平等に関する委員会委員 仲村 諒 (63期)

当委員会で取り組んでいるセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権擁護活動の一環として、昨年に引き続き学校でのセクシュアリティ教育の在り方をテーマとした公開学習会を、2016年2月23日、弁護士会館502会議室にて開催した。2015年は、渋谷区や世田谷区が同性パートナーシップを承認する手続を整備したニュースが大きく取り上げられたことからセクシュアル・マイノリティの人権は世間の注目を集めており、また、セクシュアル・マイノリティの生徒への対応が求められる学校関係者にとっては特に関心が高いトピックであったことから、学校関係者、当事者、他会弁護士、大学生、報道関係者等を含め、昨年を超える総勢61名が参加した。

学習会では、ジェンダー・セクシュアリティ教育を専門とする埼玉大学基盤教育研究センターの渡辺大輔准教授によるワークショップ及び講義が行われ、最後に、参加者に

よる意見交換会が行われた。ワークショップでは、男女の異性愛に限らない性の多様性について生徒が学び考えるための中高で実践が容易なグループワーク等が紹介され、講義では現在の教科書の問題点、授業方法のみならず学校生活全般に関して必要な配慮等が熱く語られた。その後の

意見交換会では、セクシュアリティ教育の重要性を認識しながら実践が困難な学校現場をいかに変えていくか等、参加者から様々な意見が出され非常に充実した企画となった。当委員会として、セクシュアリティ教育の分野には、今後も精力的に取り組んでいきたい。



渡辺大輔准教授

不動産を迅速に売却致します

(取扱物件の約8割が破産管財物件・相続財産管理物件)

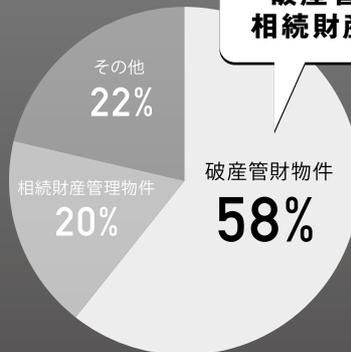
不動産の価格を無料で査定致します。

主な業務

- ・破産管財物件の売買及び仲介
- ・相続財産管理物件の売買及び仲介
- ・任意売却物件の処理
- ・別除権者との窓口業務
- ・配当案作成などのお手伝い
- ・賃借人 占有者の転居先探し
- ・動産類の買取又は処分の手配
- ・日本全国の物件に対応

弊社過去取引実績 (平成21年5月期～平成27年5月期)

取扱物件の約8割が
破産管財物件・
相続財産管理物件



破産管財物件	407件
相続財産管理物件	139件
その他	161件



株式会社ジェイ・ライズ TEL. 03-3238-1111

〒101-0061 東京都千代田区三崎町二丁目20番7号 水道橋西口会館8階 東京都知事(2)第90158号
HP: www.j-rize.co.jp Email: info@j-rize.co.jp FAX: 03-3238-1168